

奈良県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、外川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	本多 信廣	大和郡山市千日町二―一
〃	久保田 裕次	〃 城町一五〇四
〃	山野 弘	〃 外川町三五八―一
〃	東塚 眞己	〃 一六三
〃	石井 元	〃 三一〇
〃	田村 俊	〃 三五七―一
監事	穴井 弘	〃 三六六
〃	田村 敏男	〃 三七四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	本多 信廣	大和郡山市千日町二―一
〃	久保田 裕次	〃 城町一五〇四
〃	山野 弘	〃 外川町三五八―一
〃	田村 俊	〃 三五七―一
〃	石井 元	〃 三一〇
〃	田村 敏男	〃 三七四
監事	穴井 弘	〃 三六六
〃	山野 政則	〃 二四二―一